

議案第1号

東村山市個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成29年2月23日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

東村山市個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

東村山市個人情報保護に関する条例（昭和63年東村山市条例第16号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）の公布に伴い、情報提供等記録に関する規定の整備等を行うため、本案を提出するものであります。

東村山市個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

東村山市個人情報保護に関する条例（昭和63年東村山市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

第13条第3項中「第28条」を「第29条」に改める。

第17条第5項中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者」に改める。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

東村山市個人情報保護に関する条例の一部を  
改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 \_\_\_\_\_改正箇所

新 条 例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(4)～(7) (略)

(消去を請求する権利)

第13条 (略)

2 (略)

3 市民は、実施機関に対し、番号法第29条の規定による作成の制限を超えて、作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に自己に係る特定個人情報が記録されていると認めるときは、当該特定個人情報の消去を請求することができる。

(開示等の実施及び方法)

第17条 (略)

2～4 (略)

5 実施機関は、第16条第4項の規定により情報提供等記録を訂正した場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を通知するも

旧 条 例

(定義)

第2条 (同左)

(1)・(2) (略)

(3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(4)～(7) (略)

(消去を請求する権利)

第13条 (略)

2 (略)

3 市民は、実施機関に対し、番号法第28条の規定による作成の制限を超えて、作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に自己に係る特定個人情報が記録されていると認めるときは、当該特定個人情報の消去を請求することができる。

(開示等の実施及び方法)

第17条 (略)

2～4 (略)

5 実施機関は、第16条第4項の規定により情報提供等記録を訂正した場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

新 条 例

のとする。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

旧 条 例